

令和8年度沖縄県人事委員会事務局暫定再任用職員募集要項

(令和7年12月16日人事委員会事務局長決定)

本格的な高齢社会に対応し、高齢層職員が培ってきた専門的知識や経験を社会において活用していくとともに、定年退職後の生活を雇用と年金の連携により支えることを目的として、定年退職した職員等で沖縄県人事委員会事務局暫定再任用職員として公務で働く意欲と能力のある者を暫定再任用するものとし、この要項に定めるところにより募集を行う。

第1 暫定再任用の発令時期及び任期

令和8年度において新たに暫定再任用する場合の発令期日は、原則として令和8年4月1日とし、その任期は原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第2 暫定再任用の対象となる者

暫定再任用の対象となる者は、昭和36年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者（定年年齢が63歳である職については昭和36年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者）で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、原則として過去再任用又は暫定再任用されることについて応募したが再任用又は暫定再任用されなかった者を除く。

- (1) 令和8年3月31日に現に暫定再任用職員として勤務する職員
- (2) 令和5年3月31日以前に定年退職した者
- (3) 令和5年3月31日以前に勤務延長後に退職した者及び勤務延長後に令和8年3月31日に退職する職員
- (4) 定年退職日前に退職した者のうち次に掲げる者
 - ア 25年以上勤続して令和5年4月1日前に退職し、60歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - イ 25年以上勤務して令和5年4月1日前に退職し、60歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に再任用又は暫定再任用されたことがある者
 - ウ 25年以上勤続して令和5年4月1日以後に退職し、61歳に達している者であって、退職した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者

第3 暫定再任用職員の勤務形態

短時間勤務の職に職員を暫定再任用するものとする。

第4 募集人員及び職務内容

募集する人数及び従事する主な職務内容は、次表のとおりである。

課名	募集人数	職務内容
職員課	1人	職員(沖縄県や市町村(那覇市を除く。)等の一般行政職員、教育職員、警察・消防職員)からの勤務条件や勤務環境等に関する相談・公平審査等に関する業務

※ ただし、令和8年度沖縄県人事委員会事務局定年前再任用短時間勤務職員募集要項及び本要項のどちらかで1人の決定となる。(参照: 第10 暫定再任用についての決定等)

第5 勤務時間、週休日及び勤務場所

- (1) 勤務時間は、1日7時間45分以内で週23時間15分の短時間勤務とする。
- (2) 週休日は、日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの間に2日以内で設けるものとする。
なお、日曜日及び土曜日に勤務する必要があるときは、原則として他の日に振り替えて週休日を設ける。
- (3) 勤務日は、所属長がその業務に応じて定め、本人に通知するものとする。
- (4) 勤務場所は、沖縄県三重城合同庁舎(那覇市西3丁目11番1号)とする。

第6 休暇制度

- (1) 年次休暇

任期を更新し、令和8年4月1日付けで任用される職員は実質上継続した勤務になり、更新前の基準日(令和8年1月1日)に付与された年次休暇の日数と、その時に繰り越した年次休暇の日数の残日数となる。

令和8年1月1日を基準日として付与する年次休暇は、勤務時間に比例した日数となる。例えば、週23時間15分勤務の場合は、12日が年休として付与される。

- (2) その他の休暇制度

原則として一般職員と同じ扱いとなる。ただし、一般職員との勤務条件の均衡を図る必要がある休暇(夏季休暇等)は、勤務日数に応じた日数となる。

第7 給与

- (1) 給料月額

暫定再任用職員の職務の級及び給料月額は、単一であり、令和7年度の例を示すと次のとおりである。

職	行政職
職務の級	3級
給料月額	156,000円

- (2) 昇給制度

暫定再任用職員は、昇給制度の適用はない。

- (3) 諸手当

暫定再任用職員に支給される手当の例は、次のとおりである。

ア 支給する手当の例

暫定再任用職員に支給される手当は、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当・勤勉手当及び単身赴任手当である。

また、期末手当及び勤勉手当は条例に基づき算出した額が支給される。参考として、令和7年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合は、次表のとおりである。

区分	計	6月	12月
期末手当	1.40月分	0.700月分	0.700月分
勤勉手当	1.00月分	0.500月分	0.500月分
計	2.40月分	1.20月分	1.20月分

※ 令和7年10月の人事委員会勧告に基づく給与改定前の支給割合。

イ 支給されない手当の例

長長期継続雇用を前提にライフステージに応じた生計費の増加等に対処する目的で支給される生活関連手当や、主として人材確保を目的とする手当については暫定再任用職員に支給されないことから、扶養手当及び退職手当等については、再任用職員に支給されない。

ウ 諸手当の特例

(ア) 短時間勤務職員の通勤手当

自動車等の交通用具を使用する場合は、1か月当たり平均の通勤所要回数が、10回に満たない職員の通勤手当の月額は、月額に100分の50を乗じて得た額となる。

(イ) 短時間勤務職員の時間外勤務手当

1日当たりの正規の勤務時間と時間外勤務時間が合計7時間45分に達するまでの時間外勤務手当の支給割合は、100分の100となる。

第8 医療保険等

(1) 医療保険及び年金保険

ア 地共済組合員となり、引き続き医療保険等が適用される。

イ 年金は、日本年金機構の厚生年金に加入する。

ウ 暫定再任用期間中に年金の支給開始年齢に達した場合、年金額と給与額（給料・各種手当、期末手当等含む。）に応じて年金の支給額が調整される。

エ 厚生年金に加入した期間は、日本年金機構から当該期間に係る年金が支給されることがある。

オ 地共済が実施する保健事業の対象となり、地共済助成人間ドック（本人及び被扶養配偶者）を受診できる。人間ドックを受診する場合は、沖縄県が実施する定期健康診断は受診できない。

(2) 業務上の災害

暫定再任用職員は、公務上の災害の場合は、地方公務員災害補償法の対象となる。

(3) 雇用保険

短時間勤務職員（週23時間15分勤務）は、雇用保険法被保険者となる。

第9 選考方法

(1) 暫定再任用する者の選考方法は、次に掲げる事項について総合的な観点から判断するものとし、その者の勤務状況及びこれまでの勤務実績等（人事評価を含む。）に基づき選考するとともに、必要に応じて個別に面接を行うものとする。この場合における勤務状況の

報告は、総務課長から暫定再任用を希望する職員のが勤務する所属の長に対し、作成を依頼するものとする。

ア 採用しようとする職に必要な職務遂行能力があること。

イ 暫定再任用職員としての任期について勤務する意欲があること。

ウ 暫定再任用職員としての任期において心身が健康であること。

エ その他暫定再任用する者の選考に当たって考慮すべき事項に関し、その要件を満たしていること。

(2) 退職後に一定期間を経過した者が暫定再任用を希望する場合の選考方法に係る(1)アからエまでの事項については、当該者の退職する前の勤務状況及び勤務実績等（人事評価を含む。）に基づくものとする。

第10 暫定再任用についての決定等

暫定再任用職員として任用することの決定は、沖縄県人事委員会事務局暫定再任用職員採用選考委員会に諮って審査した上で行う。決定又は非決定の結果については、令和8年2月中旬までに本人に通知することとする。ただし、暫定再任用することを決定した後、非違行為があった場合は、決定を取り消す。

なお、暫定再任用は当該選考委員会において決定又は非決定を行うため、暫定再任用を希望する者全てが採用・更新されるものではないことに留意すること。

第11 暫定再任用職員の職位

暫定再任用職員の職位については、「主査」とする。

第12 業務内容

暫定再任用職員は、これまで培った知識や経験を生かし、任用される職名に応じた業務に従事する。職責の面においても、定年前の常勤職員と同様である。

第13 暫定再任用職員の服務について

暫定再任用職員の分限懲戒及び服務は、一般職員と同じ扱いとなる。暫定再任用職員は、一般職員と同様の本格的業務に従事するものであるから、地方公務員の職務の性格に応じて設けられている服務に関する規定、すなわち、服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等も一般職員と同様に適用される。

また、暫定再任用職員が任期中に退職を希望する場合の取扱いは、一般職員の例によるものとする。

第14 応募手続

(1) 応募方法

ア 募集期間中に暫定再任用職員として勤務している職員

令和8年度暫定再任用職員選考採用申込書（別紙様式1）を直接人事委員会事務局総務課に提出すること。

イ ア以外の者

令和8年度暫定再任用職員選考採用申込書（別紙様式1）及び履歴書（別紙様式2）

を、直接又は郵送で人事委員会事務局総務課に提出すること。

(2) 募集の期間

募集の期間は、令和7年12月16日から令和8年1月8日（木）までとする。

第15 留意事項

暫定再任用を希望する場合は、業務の内容や職責等を十分理解するとともに自身の年金額や年金支給開始時期、任用後の給与について十分に把握した上で応募すること。

第16 募集に関する問合せ先

沖縄県人事委員会事務局 総務課 暫定再任用職員採用担当（伊志嶺）

〒900-8570 住所沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2544（IP電話番号3200）

ファクシミリ番号 098-866-2541

メールアドレス aa140007@pref.okinawa.lg.jp

附 則

この要項は、令和7年12月16日から施行する。